

ID: 155

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市阿惣ダム農業用水利用規則 第5条		
例 規 番 号	平成17年規則第207号		
【根拠条文】 (使用の許可の取消し等) 第5条 市長は、使用申込者が前条の規定に違反したときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命令することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日